

# 一般社団法人 JELF（日本環境法律家連盟）

## 児童労働および強制労働の禁止に関する方針

### 第1条 基本的な考え方

当団体は、環境の保全および持続可能な社会の実現を目的として、国内における調査・研究、情報発信、提言、声明の公表、法的措置の支援および政策提言活動（ロビイング）等を行っています。これらの活動は、人間の尊厳および基本的人権が尊重される社会の上に成り立つものであり、環境保護と人権尊重は相互に不可分の関係にあると考えます。

当団体は、ILO（国際労働機関）による「労働における基本的原則及び権利」を尊重し、強制労働・児童労働禁止に関する諸法令を遵守し、児童労働および強制労働を一切認めないと明確にし、以下の方針を定めます。

### 第2条 適用範囲

本方針は、以下の者および関係者に適用されます。

- ・ 当団体の役員および職員
  - ・ 当団体と雇用関係にある者（常勤・非常勤・契約職員等を含む）
  - ・ 当団体が業務を委託する弁護士その他専門家（以下「協力先」と言います。）
- ※ 当団体は海外での事業活動や海外取引を行っていないため、本方針は主として国内における活動および関係者を対象とします。

### 第3条 児童労働の禁止

- 1 当団体は、国内法令で定められた就業最低年齢を下回る児童を労働に従事させる行為を行いません。
- 2 当団体は、当団体の活動に関与するいかなる形態においても、児童の健全な成長、教育、心身の安全を害する労働を認めません。
- 3 調査補助、広報活動、イベント運営等において未成年者が関与する場合には、教育的・社会的意義を尊重し、保護者の同意および法令遵守を前提とします。

### 第4条 強制労働の禁止

- 1 当団体は、以下に該当するいかなる強制労働も認めません。

- ・ 暴力、脅迫、威嚇による労働の強要
  - ・ 身体的・精神的自由を不当に制限する労働
  - ・ 身分証明書等の没収による拘束
  - ・ 不当な違約金、債務を理由とする労働の強制
- 2 当団体は、すべての役員、職員および協力者との関係において、自由意思に基づく参加・雇用を原則とします。

## 第5条 労働条件および活動参加の基本原則

当団体は、以下の原則を重視します。

- ・ 労働条件、業務内容、活動内容の明確化
- ・ 法令及び契約に基づく適正な報酬・謝金の支払い
- ・ ボランティア活動については、自主性・任意性の確保
- ・ 人格・尊厳を尊重した安全で健全な活動環境の整備

## 第6条 協力先・委託先との関係

- 1 当団体は、業務委託や調査協力等を行う際、本方針の趣旨を尊重する協力先との関係構築に努めます。
- 2 協力先において、児童労働または強制労働に該当する重大な人権侵害が確認された場合には、事実関係を確認のうえ、是正の要請、契約関係の見直し等、適切な対応を検討します。

## 第7条 相談・通報および是正

- 1 当団体は、児童労働または強制労働に関する懸念や問題について、役員、職員、ボランティア等が相談できる体制の整備に努め、担当理事を設置します。
- 2 当団体は、内部通報や相談を行った者に対して、不利益な取扱いは行いません。
- 3 問題が確認された場合には、担当理事及び理事会の責任において速やかに事実確認を行い、必要な是正措置を講じます。

## 第8条 方針の見直し

本方針は、関連法令の改正、社会的要請の変化、当団体の活動内容の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第9条 公表

本方針は、当団体のウェブサイトその他適切な方法により公表し、透明性の確保に努めます。

以上

(2026年2月20日策定)